

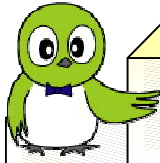
- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第23号 発行:平成20年7月1日



〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082)820-1536
FAX (082)820-1523
E-mail:kendou@town.saka.hiroshima.jp



使いやすい道づくり

県道坂小屋浦線は、坂地区のまちづくりに欠かせない道路です。

住民の皆様をはじめ、この道路を利用される方々が使いやすいように
様々な工夫をしています。

透水性舗装

歩道の舗装は、雨水を円滑に地下に浸透させる透水性舗装を採用し、歩きやすいものとしています。



警告ブロックまたは点状ブロックとといいます。この先注意の意味があります。



誘導ブロックまたは線状ブロックとといいます。線の向きで移動する方向を示します。

点字ブロック

バリアフリーを考慮し、歩道上にはわかりやすい黄色の点字ブロックを配置し、視覚障害者の方が安心して歩行できるようにします。

副道の設置

こ線橋の沿線からの利便性の向上のため、副道を設置します。





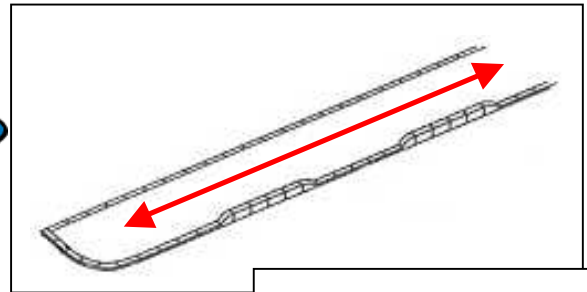
こ線橋って??

線路をまたいで架設された橋のことです。

こ線橋の勾配

県道坂小屋浦線は、JR呉線と立体交差するため、こ線橋が必要となります。

このこ線橋の勾配を極力緩くすることにより、騒音、排気ガスが少なくなるよう環境に配慮しています。



セミフラット形式(波うちの少ない)歩道の採用

利用される方の歩きやすさを考慮し、セミフラット形式を採用します。

車両乗り入れ部等の勾配が小さいため歩きやすく、視覚障害者

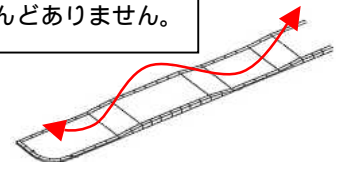


等にとっても歩道と車道の区別が認識しやすいものです。交通バリアフリー法でもこの形式が推奨されています。

停車帯の設置

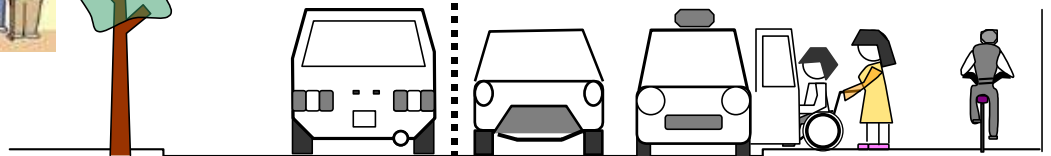
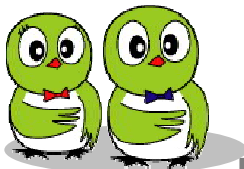
停車帯の設置により、介護福祉車両の利用者が安心して安全に乗降できます。

右図のように、歩道が波うつことがほとんどありません。



中央線

停車帯があれば、後続車が反対車線にはみだしません。



停車帯 1.5m 車道 3.0m 車道 3.0m 停車帯 1.5m 自歩道 4.0m

ここでは、計画・設計にあたって工夫したことを紹介しました。県道坂小屋浦線は地域住民のための道路です。みんなで使い方を工夫し、よりよい道路としていきたいと考えています。

